

船舶事故等調査報告書

平成23年8月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第24号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年6月5日 18時10分ごろ	
発生場所	鳥取県米子市淀江漁港北西方沖 淀江港沖防波堤灯台から真方位315° 2.7海里付近 (概位 北緯35° 29.8′ 東経133° 23.0′)	
事故等調査の経過	平成23年2月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 コフジ丸、4.9トン TT3-9078（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>B 漁船 第2堀川丸、0.9トン TT3-7214（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 右舷船首部に擦過傷</p> <p>B 右舷船尾部に擦過傷</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長A及び同乗者2人が乗船し、淀江漁港北西方沖において約20ノット（対地速力）で北西進中、船長Aが、GPSプロッターに速力が表示されていなかったため、表示させるためにGPSプロッターのスイッチボタンを操作していたことから、B船に気付かなかった。</p> <p>B船は、船長B及び同乗者4人が乗船し、釣りのため錨泊中、船長Bが接近するA船に気付いたが、平成22年6月5日18時10分ごろ、A船の右舷船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の末期</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、淀江漁港北西方沖を北西進中、船長Aが、GPSプロッターのスイッチボタンを操作することに意識を集中し、適切な見張りを行ってなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、錨泊して釣りを行っていたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、淀江漁港北西方沖において、A船が北西進中、B船が錨泊中、船長Aが適切な見張りを行ってなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	